

大分県報

令和五年
第四四八号
九月二十九日

（金曜日）

目次

規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正……………一

病院局管理規程

大分県病院局組織規程等の一部改正……………一

告示

生活保護法等による医療機関の指定……………一

病院局訓令

大分県病院局事務決裁規程の一部改正……………二

公告

准看護師試験の実施……………二

競争入札参加者の資格に関する公示……………五

総合評価一般競争入札の実施……………六

規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十四号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び第九項から第十一項まで」を削り、同条第三号中「農業大学校及び農林水産研究指導センター畜産研究部」を「農林水産研究指導センター畜産研究部及び農業大学

令和五年九月二十九日

校」に、「人工授精師等」を「家畜人工授精師等」に改め、同条第四号中「人工授精師」を「家畜人工授精師」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年九月二十九日

大分県病院局長 井上 敏 郎

大分県病院局管理規程第八号

大分県病院局組織規程等の一部を改正する規程

（大分県病院局組織規程の一部改正）

第一条 大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第九条の表の参事の項中「課」を「部又は課」に改め、同表の主幹の項の次に次のように加える。

副主幹（総括）

必要な班

上司の命を受け、班の事務を処理し、班の分掌事務を総括・調整する。

（大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正）

第二条 大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四の4の表の六級の項中「統括副部长」の下に、「参事」を加える。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

○告示

大分県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成

大分県報（規則・病院局管理規程・告示）

六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和五年九月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
なんば歯科医院	医療法人なんば歯科医院	杵築市大字杵築六六五番地二六二	令五・七・一
訪問看護ステーションあゆみ	株式会社n.w	速見郡日出町豊岡一〇二七番地九	令五・七・一
黒木記念病院	医療法人社団春日会	別府市照波園町一四番二八号	令五・八・一
伊藤循環器内科クリニック	医療法人I.C.C	佐伯市長島町四丁目一番七号	令三・七・一
矢原医院	医療法人豊山会	玖珠郡九重町大字右田一〇二八―一―	令四・九・一
野津第一内科医院	医療法人野津第一内科医院	臼杵市野津町大字野津市五一〇番地	令四・一二・一
あふれる薬局	有限会社みついき薬局	日田市大字竹田三九五―四	令五・八・一
ファーマシー野口元町	有限会社ファーマシー	別府市野口元町三番三三三号	令五・八・一
さざんか薬局	株式会社さざんか	速見郡日出町川崎八三七―一	令五・九・一
森久桂花堂薬局	合資会社森久桂花堂	中津市殿町一四三二―四	令五・九・一九

ワタナベ薬局日出店	株式会社ワタナベ	速見郡日出町大字川崎四九四一の八	令五・九・一
かわしま訪問看護リハビリステーション	社会医療法人玄真堂	中津市大字下池永九三番地一三	令五・八・一
中村病院訪問看護ステーション	医療法人恵愛会(社団)	別府市秋葉町八番二四号	令五・七・一
ニコニコ訪問看護ステーション	医療法人ニコニコ診療所	豊後大野市三重町小坂四一―一〇―七	令元・九・一

○病院局訓令

大分県病院局訓令第五号

大分県病院局事務決裁規程(平成二十三年大分県病院局訓令第三号)の一部を次のように改正する。

令和五年九月二十九日

大分県病院局長 井上 敏 郎

第二条第八号中「又は主幹(総括)」を「主幹(総括)又は副主幹(総括)」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○公告

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

令和五年九月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験日時

令和六年二月十四日（水曜日）

午後一時三十分から午後四時まで

※試験日時は、天候、天災等のやむを得ない事由により変更される場合がある。

二 試験場所

別府大学

別府市北石垣八十二

三 試験科目

人体の仕組みと働き

栄養

薬理

疾病の成り立ち

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

受験資格

試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

1 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和六年三月までに修業する見込みの者を含む。）

2 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和六年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

3 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和六年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

4 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和六年三月ま

でに修業する見込みの者を含む。）

5 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和六年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

6 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

7 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

五 受験者に関する要件

大分県で受験できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

1 大分県内の看護師等学校養成所を卒業した者（令和六年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

2 大分県内に居住する者

3 大分県内で准看護師として就業することが内定している者

六 試験方法

四肢択一式による筆記試験

七 受験手続

1 受験願書の請求

ア 請求先

大分県福祉保健部医療政策課看護班（郵便番号八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六―二六五四）

イ 請求方法

郵送請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と明記し、返信用封筒を同封すること。

返信用封筒は角二型とし、宛先及び郵便番号を明記の上、百四十円分の切手（複数部を請求する場合は必要相当額分の切手）を貼付すること。

ウ 請求期間

令和五年十一月一日（水曜日）から同月三十日（木曜日）まで

なお、郵送による受付は十一月三十日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受験願書の受付期間

大分県報（公告）

令和五年九月二十九日

三

令和六年一月四日（木曜日）から同月十一日（木曜日）まで
郵送による場合は、令和六年一月十一日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け
付ける。

3 受験願書の提出先

1のAに同じ。

ア 郵送による場合は、封筒に「准看護師試験受験願書在中」と明記し、書留郵便で送
付すること。

イ 持参による受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

八 提出書類

1 受験願書

本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

2 卒業（見込み）証明書

受験願書下段の卒業（見込み）証明書欄に、看護師等学校養成所長の証明を受けるこ
と。

3 写真票

ア 写真は、出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四
センチメートルのものを貼付すること。

イ 写真の裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。

ウ 写真票と受験票は切り離さないこと。

4 四の6に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写
し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたも
の）

5 四の7に該当する者は、大分県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し
（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
6 五の3に該当する者は、大分県内の医療機関等で就業することが内定していることを
証する書類（任意様式の内定証明書）

九 試験手数料

六千九百円

1 大分県収入証紙六千九百円分を受験願書に貼付すること。

ア 大分県収入証紙は消印しないこと。

イ 収入印紙と間違えないこと。

2 県外の受験者は、大分県収入証紙を受験願書に貼付するか、又は郵便局が発行する定

額小為替証書若しくは普通為替証書を同封し、書留郵便で送付すること。

3 受験願書を受理した後は、試験手数料は返還しない。

十 受験票の交付

1 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

2 交付の時期は、令和六年一月下旬頃とする（令和六年一月三十一日（水曜日）までに
受験票が届かない場合には、十八の間合せ先まで連絡すること。）。

3 受験票は、試験当日に必ず持参すること。

十一 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するもの、その他受
験に際し配慮が必要な場合は、令和六年一月十一日（木曜日）までに大分県福祉保健部医
療政策課看護班宛て申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に
応じて必要な配慮を講ずることがある。

十二 災害等に関する注意事項

災害等が発生した場合、試験開始時間が遅れる場合や試験が実施できない場合がある。
試験が実施できなかった場合は、後日再試験を実施する。再試験については、大分県庁ホ
ームページに掲載する。

十三 受験の無効

1 准看護師試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者に
ついて、その受験を停止させ、又はその試験を無効とする。この場合においては、な
お、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さない。

2 卒業見込み証明書で受験した者は、令和六年三月七日（木曜日）までに卒業証明書を
提出すること（必着）。同日までに卒業証明書を提出しなかった者については、当該受
験を無効とする。ただし、提出期限以後に卒業式が施行される場合において、事前に大
分県福祉保健部医療政策課まで申出を行い、必要とする書類を提出したときはこの限り
ではない。

十四 合格発表

1 令和六年三月十一日（月曜日）午前十時に、合格者の受験番号を県庁舎本館一階県政
展示ホールの掲示板に掲示するとともに、大分県庁ホームページに掲載する（ホームペ
ージの掲載は、システムの都合上、多少遅れる場合がある。）。

2 電話での試験結果の問合せには応じない。

十五 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

十六 試験結果の提供

この試験については、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、以下の要領で提供を求めることができる。

- 1 提供の対象とする内容
総合得点

- 2 提供場所

大分県福祉保健部医療政策課

- 3 提供期間

合格発表の日から一箇月以内（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。）を除く午前八時三十分から午後五時十五分までとする。）

- 4 提供を求めることができる者

受験者本人

- 5 提供を求める方法

受験票と運転免許証等本人であることが確認できる書類を持参すること。

- 6 提供方法

口頭による。

- 十七 個人情報について

受験手続により得た個人情報、准看護師試験に関係する業務以外では利用しない。

- 十八 試験についての問合せ先

大分県福祉保健部医療政策課看護班

大分市大手町三丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六一―二六五四

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和五年九月二十九日

- 一 調達をする特定役務の種類

大分県企業局新財務会計システム開発業務委託

- 二 競争入札の参加者資格

- 1 競争入札に参加することができない者

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

令和五年九月二十九日

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七号の四第一項の規定に該当する者

(二) 営業に関し必要な許可、認可等を得ていない者

(三) 営業年数が一年未満の者

(四) 県税を滞納している者

(五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。

(一) 営業概要

(1) 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

(2) 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

(3) セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六一―二九六五

3 申請の時期

大分県報（公告）

五

令和五年九月二十九日から同年十月十日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

五 申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所
- 三の2に同じ。

- 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないことがある。

- (一) 令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 一の(一)から(五)までに該当すると判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該競争入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。

令和5年9月29日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の種類 大分県企業局新財務会計システム開発業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日から令和7年3月14日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲

げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場 所 大分県企業局総務課出納決算班（大分県庁舎新館4階）

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-534-1342

(2) 日 時 令和5年9月29日（金）から同年11月8日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日等の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 入札参加条件

入札説明書に規定する入札参加資格確認申請書兼誓約書を令和5年10月27日（金）までに12に掲げる契約担当部に提出し、入札参加資格確認通知書による参加資格認定通知を受けた者

5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

6 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 場 所 大分県庁舎新館 4階 企業局入札閲覧室

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

(2) 日 時 令和5年11月9日（木）午前10時00分

ただし、入札書を郵送する場合は、同月8日（水）午後5時までに必着すること。

<p>(3) 再度入札 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者が ないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札 を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが 立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定 める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>7 入札保証金に関する事項 見積金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の100分の5以上の入札保証金を納付す ること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。</p> <p>(1) 入札者が、保険会社との間に企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当 該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。</p> <p>(2) 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>8 契約保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>9 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に 掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入 札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。</p> <p>10 入札説明書の交付</p> <p>(1) 期 間 令和5年9月29日（金）から同年11月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び 祝日等の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 場 所 上記3の(1)に同じ</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 入札説明書別紙「提案書評価基準表」に示す各項目について、提案内容の評価に 応じて上限の範囲内で加点し、企画提案点（別記）とする。</p> <p>(2) 入札価格について次の式により算出し、価格点とする。 価格点＝満点の価格点（40点）×（1－入札価格／予定価格）</p> <p>(3) 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、各評価項目の全てについて基準を満たし、か つ、企画提案点と価格点の合計点が最も高い者を契約の相手方とする。</p>	<p>7 有効な入札書を提出した者であること。</p> <p>イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者であること。</p> <p>ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を 締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不当であると 認められたときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した 者のうち、合計点が次に高い者を落札者とする場合がある。</p> <p>(4) 落札となるべき合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引 かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があ るときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとす る。</p> <p>12 契約担当部局 大分県企業局総務課出納決算班（大分県庁舎新館4階） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-534-1342</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受け る。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required Oita Prefecture Public Enterprises Bureau Financial Accounting System Development Outsourcing</p> <p>(2) Deadline for tender 10 : 00 am. 9 November 2023</p> <p>(3) Contact information Accounting and Settlement Team General Affairs Division Oita Prefectural Public Enterprises Bureau 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL (097) 534-1342</p> <p>別記 企画提案点</p>
--	---

項目	細目	加点の上限
総合技術力	企業の資格取得状況、同規模システム構築経験、パッケージシステムの基本情報及び導入実績、組織体制	48
開発事項の理解	公営企業財務会計業務の概要、システム構築の目的・問題点、システム開発要件の留意事項	45
機能要件	仕様書記載事項、汎用抽出・集計機能、操作性	54
プロジェクト方針	開発方針、スケジュール、開発体制、品質管理方法、リスク管理、仕様変更対応、将来の追加機能への対応	93
システム構成	ハードウェア構成、システム稼働環境	21
運用管理	自動化対策、セキュリティ機能、職員研修・マニュアル作成、運用サポート	39
経費	開発経費見積、運用保守経費見積	39
その他	地元貢献度、その他の提案・追加機能	21
合 計		360